

大阪高裁総第264号

令和5年4月17日

山中理司様

大阪高等裁判所長官 後藤 博

司法行政文書不開示通知書

令和4年11月29日付け（同年12月2日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

高等裁判所における上訴の立件等の事務処理について（平成9年12月12日付の最高裁民事局第二課長及び総務局第三課長の事務連絡）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、存在しない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出することができます。

(担当) 総務課 電話06(6316)2519